（乗車定員及び最大積載量）

第159条　自動車の乗車定員に関し、保安基準第53条第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～五　（略）

六　次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は、当該装置に乗車する小人数を1.5で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。

イ・ロ　（略）

ハ　協定規則第44号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第12改訂版の規則4.、6.から8.まで及び15.に限る。）に定める基準に適合する同規則2.1.2.4.2.に規定する装置（専ら年少者が着席するためのものに限る。）を備える自動車

２　（略）

第３節　使用の過程にある自動車の保安基準の細目

（軸重等）

第163条の３　保安基準第４条の２第１項及び第３項の告示で定めるものは、別添114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」に定める基準（車軸の数が３である牽引自動車を除く。）及び次の各号に掲げる基準に適合する牽引自動車とする。

一　車軸の数が２又は３（駆動軸の数が１であるものに限る。）であること。

二・三　（略）

四　第５輪荷重を有するものであること。

（操縦装置）

第168条

２　（略）

表１　（略）

表２

識別対象装置	識別表示（注17）	照明	色
（略）	（略）	（略）	（略）
すれ違い用前照灯（点灯）のテルテール	 （注４、注10及び注15）	－	緑
（略）	（略）	（略）	（略）
車幅灯の操作装置	 （注４及び注15）	不要	－
車幅灯のテルテール（注９）		－	緑
（略）	（略）	（略）	（略）

（乗車定員及び最大積載量）

第159条　自動車の乗車定員に関し、保安基準第53条第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～五　（略）

六　次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は、当該装置に乗車する小人数を1.5で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。

イ・ロ　（略）

ハ　協定規則第44号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第11改訂版の規則4.、6.から8.まで及び15.に限る。）に定める基準に適合する同規則2.1.2.4.2.に規定する装置（専ら年少者が着席するためのものに限る。）を備える自動車

２　（略）

第３節　使用の過程にある自動車の保安基準の細目

（軸重等）

第163条の３　保安基準第４条の２第１項及び第３項の告示で定めるものは、別添114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」に定める基準及び次の各号に掲げる基準に適合する牽引自動車とする。

一　車軸の数が２であること。

二・三　（略）

（新設）

（操縦装置）

第168条　（略）

２　（略）

表１　（略）

表２

識別対象装置	識別表示（注17）	照明	色
（略）	（略）	（略）	（略）
すれ違い用前照灯（点灯）のテルテール	 （注４及び注10）	－	緑
（略）	（略）	（略）	（略）
車幅灯の操作装置	 （注４）	不要	－
車幅灯のテルテール（注９）		－	緑
（略）	（略）	（略）	（略）